7　卸電力取引所の多様化
　翌日市場等を開設する短期卸電力取引所、中長期市場等を開設する中長期卸電力取引所及び需給調整市場等を開設する需給調整卸電力取引所について、経済産業大臣の指定等に関する規定を整備する。(第九十七条～第九十九条の二十二関係)
8　その他
　その他規定の整備をする。
9　施行期日等
⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
⑵　この法律の経過措置等について定める。
⑶　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇国旗の損壊等の処罰に関する法律（法律第六十九号）(法務省)
1　定義
　この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。(第一条関係)
2　罰則等
⑴　人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。(第二条第一項関係)
⑵　⑴の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。(第二条第二項関係)
3　適用上の注意
　この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。(第三条関係)
4　施行期日等
⑴　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則第一項関係)
⑵　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。(附則第二項関係)

◇ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律（法律第七十号）(厚生労働省)
1　目的
　この法律は、ヒト胚(はい)又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科学技術の健全な発展に寄与することを目的とする。(第一条関係)
2　定義
⑴　この法律において「ヒト胚」とは、ヒトの一の細胞（ヒト生殖細胞を除く。）又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。(第二条第一号関係)
⑵　この法律において「ヒト生殖細胞」とは、ヒトの精子（精子に変化する過程にある細胞を含む。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及び卵母細胞をいい、これらに変化する過程にある細胞を含む。）をいう。(第二条第二号関係)
⑶　この法律において「ゲノム編集技術等」とは、ゲノム編集技術（デオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列に関し、特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列における塩基間の結合を切断し、又は当該特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列を改変する技術をいう。）その他の核酸その他の遺伝子の発現と密接な関係を有する物の構造又は機能に影響を及ぼすことで遺伝子の発現に影響を与え得る技術であって政令で定めるものをいう。(第二条第三号関係)
⑷　この法律において「ヒトゲノム編集胚等」とは、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第四条第一項に規定する特定胚以外のヒト胚又はヒト生殖細胞であって次に掲げるものをいう。(第二条第四号関係)
　イ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）
　ロ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト生殖細胞（当該ヒト生殖細胞が一回以上分裂その他の変化をすることにより順次生ずるそれぞれのヒト生殖細胞を含む。）
　ハ　ロのヒト生殖細胞と他のヒト生殖細胞との受精により生ずるヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）
⑸　この法律において「動物」とは、哺乳綱に属する種の個体（ヒトを除く。）をいう。(第二条第五号関係)
⑹　この法律において「胎内」とは、女性又は動物の雌の内生殖器をいう。(第二条第六号関係)
3　禁止行為
　何人も、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。ただし、ヒトゲノム編集胚等を動物の胎内に移植する場合で、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして政令で定める要件に該当するときは、この限りでないものとする。(第三条関係)
4　指針及びその遵守義務
⑴　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、１の目的に鑑み、次に掲げる取扱い（以下「ヒトゲノム編集胚等の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、指針を定めなければならないものとする。(第四条第一項、第二項関係)
　イ　ヒトゲノム編集胚等の作成（当該作成のために行うヒトゲノム編集胚等の使用を含む。以下同じ。）
　ロ　ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入
　ハ　ヒトゲノム編集胚等の使用（イのヒトゲノム編集胚等の使用を除く。ヒトゲノム編集胚等の作成のために行う他のヒトゲノム編集胚等の使用を除き、６において同じ。）
　ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その保有するヒトゲノム編集胚等の管理その他の取扱い
⑵　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。(第四条第三項関係)
⑶　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。(第四条第四項関係)
⑷　ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、指針に従って行わなければならないものとする。(第五条関係)
5　ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する届出
⑴　ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、あらかじめ、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。ただし、保有するヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失については、この限りでないものとする。(第六条第一項関係)
⑵　⑴の届出は、その用途ごとにしなければならないものとする。(第六条第二項関係)
⑶　⑴の届出をした者は、その届出をした取扱計画書（この⑶若しくは⑷の変更の届出又は⑷のただし書による変更があったときは、その変更後のもの。以下「届出取扱計画書」という。）に記載された事項について重要な変更（７の届出取扱計画書に記載された事項の変更の命令に基づく変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣に届け出なければならないものとする。(第六条第四項関係)